



令和6年度 福井市特定任期付職員 情報発信プロデューサー公募

令和6年4月12日
福井市 総務部 職員課

福井市では、市の情報を戦略的に発信し、広報する人材を求めています。
あなたが、これまで培った経験や知識を活かして、
市の情報を市内外へと広く届ける取組に挑戦してみませんか？



受付期間

令和6年4月12日(金)～5月10日(金)

1 選考区分・採用予定人員及び職務内容

選考区分	採用予定人員	主な職務内容
情報発信プロデューサー	1名	<p>次の業務の企画立案、業務推進、調整、職員の指導育成等</p> <p>(1) 広報・プロモーション戦略の策定 ・マスメディアでの広報展開、デジタル施策、イベント、プロモーションなど、市内外に広く情報を届けるための戦略の構築</p> <p>(2) 広報・プロモーション戦略の推進 ・戦略に基づく効果的かつ訴求力のある広報の企画立案、実施 ・WEB、SNSの広報効果の分析及び改善提案</p> <p>(3) 職員の広報力向上のための研修等の企画、実施</p>

(1) 一般職の特定任期付職員として採用します。

(2) 上記は予定役職であり、受験資格、経歴等を考慮し、役職を決定します。

2 任用期間

令和6年9月1日から最長3年間

(1) ただし、任用開始日から1年ごとに任期を更新することとし、勤務実績によっては更新を行わないことがあります。

(2) また、任用開始日については、令和6年9月1日までに採用となる場合があります。

3 受験資格

資格等	生年月日
<p>ア 民間企業等において、マーケティング、企画、広報、広聴・プロモーションの分野でブランド戦略、マーケティング戦略の立案、SNS等のデジタル媒体の発信、プレス戦略などの実務経験を有していること。</p> <p>イ 新たな環境に順応し、効率的かつ円滑にコミュニケーションを取り、主体的にプロジェクトを推進する能力を有していること。</p> <p>ウ 市職員の広報力向上のための研修等を企画・実施できる能力を有していること。</p> <p>なお、上記に加え、管理職（マネージャー）としてのマネジメント経験を3年以上有していることが望ましい。</p>	昭和41年4月2日以降 に生まれた人


- (1) 学歴は問いません。
- (2) 日本国籍を有しない人は受験できません。
- (3) 民間企業等には地方公共団体を含みます。ただし、申込日現在で本市の職員である人は応募することができません。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 福井市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) 実務経験年数は、令和6年4月末時点で算定するものとします。

4 選考について

区分	選考概要
第1次選考 (書類審査)	<p>下記の書類を提出してください。 受験資格の有無や申込書記載事項等について確認し、選考を行います。 内容確認のためオンライン面談を実施する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴書 (任意様式) ・ 職務経歴書 (別紙 様式1) ・ 自己紹介カード (別紙 様式2)
第2次選考 (面接試験)	<p>令和6年5月下旬 日時と場所の詳細については、第1次選考合格者に通知します。</p>
最終合格 発表	<p>令和6年6月中旬</p>

- (1) 第1次選考の合格者の発表は、令和6年5月中旬を予定しています。
- (2) 選考結果については、合否に関わらず、ご登録いただいたメールに通知します。
合格者の発表は、福井市役所前掲示板及び福井市ホームページでも掲示します。

5 申込方法

申込方法	オンライン申請 リクルートダイレクトスカウトから受付しています。 申込期間中に、右記の二次元バーコードにアクセスし、お申込みいただくことも可能です。	申込フォーム (福井市 HP) 
申込期間	令和6年4月12日(金)午前 9時から 5月10日(金)午後23時59分まで	
提出書類	申込期間内に、「履歴書」「職務経歴書」「自己紹介カード」を提出していただきます。 様式は、市ホームページからダウンロードできます。	

- (1) 採用選考の際に提出された書類は、一切返却しません。
- (2) 受験に際して取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び福井市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理し、採用選考及び採用に関する事務以外の目的で使用されることはありません。

《 障害者手帳の交付を受けている方へ 》

受験の際に、障がい理由とする配慮が必要な方は、お申し出ください。

6 留意事項

- (1) 適任者がいない場合は、任用しないことがあります。
- (2) 任用者については、氏名・略歴等を公表します。
- (3) 応募資格がないことが判明した場合には、合格を取り消します。また、提出書類の記入事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。



7 給与、勤務条件等（令和6年4月現在）

項目	内容
任用形態	特定任期付職員
給与	実務経験5年以上（次長級） 月額615,000円 年収1,030万円程度 実務経験3年以上（課長級） 月額539,000円 年収900万円程度 上記年収には、地域手当、期末手当（賞与）、業績手当を含みます。
諸手当	通勤手当、期末手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。
勤務場所	福井市役所庁舎（福井市大手3丁目10番1号）
勤務時間 休日等	勤務時間：8時30分から17時15分まで（週38時間45分勤務） 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇（年間20日） 特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引等）
福利厚生	健康の維持・増進のための各種健康診断、レクリエーション事業、各種の給付や貸付事業などを行う共済制度及び互助会制度があります。
その他	任用期間中は、地方公務員法が適用されます。 そのため、営利企業等で勤務されている人が採用となる場合は、原則として、現在の勤務先を退職していただく必要があります。

給与は、「福井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づき決定します。初年度においては、期末手当の在職期間による減額があるため、上記の年収に達しない場合があります。

8 問い合わせ先



福井市 総務部 職員課

〒910-8511 福井市大手3丁目10-1

TEL：0776-20-5250



福井市ホームページ <http://www.city.fukui.lg.jp/>

（職員採用案内） <http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/jinji/saiyou/p000798.html>